

○総務省告示第百三十六号

電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第七条の二の規定に基づき、総務大臣が別に告示する事故、様式及び軽微な事故を次のように定める。

平成二十二年四月一日

総務大臣 原口 一博

- 一 電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号。以下「規則」という。）第七条の二第一項に規定する総務大臣が別に告示する事故は、次のいずれかに該当するものとする。
  - 1 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が移動端末設備と接続されるものに限る。）の故障により発生した事故
  - 2 局設置遠隔収容装置又はき線点遠隔収容装置の故障により発生した事故であつて、当該事故による影響の範囲が当該装置に収容された回線を利用する者の一部に限られるもの
  - 3 デジタル加入者回線アクセス多重化装置の故障により発生した事故であつて、当該事故による影響の範囲が当該装置に収容された回線を利用する者の一部に限られるもの
- 二 規則第七条の二第一項に規定する総務大臣が別に定める様式は、別記様式のとおりする。
- 三 規則第七条の二第二項に規定する総務大臣が別に告示する軽微な事故は、次のいずれかに該当するものとする。

- 1 利用者の建築物又はこれに類するところに設置する事業用電気通信設備の故障により発生した事故であつて、その影響の範囲が同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は同一の建物内に限られるもの
- 2 端末系伝送路設備（利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成されるものを除く。）の故障により発生した事故であつて、当該故障の箇所が架空線路の区間であるもの

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 平成二十年総務省告示第四百十六号（総務大臣が別に告示する事故及び様式を定める件）は、廃止する。

別記様式

事故発生状況報告

年 月分から  
年 月分まで

事業者名

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

長

電気通信主任技術者の氏名

辺

故障設備	事故発件数		
	月	月	月
1 移動端末設備と接続される端末系伝送路設備			
2 局設置遠隔収容装置又はき線点遠隔収容装置			
3 デジタル加入者回線アクセス多重化装置			

短 辺

(日本工業規格 A 列 4 番)

注 1 電気通信主任技術者の氏名は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第45条第1項ただし書の規定により電気通信主任技術者の選任を要しない場合は、電気通信主任技術者規則（昭和60年郵政省令第27号）第3条の2第1項又は第2項の規定により配置する者の氏名を記載すること。

2 電気通信主任技術者の氏名は、電気通信主任技術者の選任を必要としない場合又は報告に係るすべての事故が、電気通信主任技術者が管理する事業用電気通信設備以外の設備の故障が原

因で発生した場合は、記載を要しない。